

農地転用申請（農地法第4条・5条共通）におけるスケジュール及び注意事項について

阿蘇市農業委員会

農地転用申請から許可までの流れと注意事項をまとめましたので、参考にされてください。

・農地転用申請から許可までの流れ

- ① 農地転用申請書提出（毎月20日〆切）※20日が閉庁日の場合は翌開庁日
- ② 農業委員等による農地転用申請地現地調査（翌月10日午前中）
※10日が閉庁日の場合は翌開庁日
- ③ 農業委員会総会における農地転用申請内容の審議（翌月10日の午後）※10日が閉庁日の場合は翌開庁日
- ④ 熊本県常設審議委員会における農地転用申請内容の審議（翌月20日前後）※農地転用申請面積が3,000㎡を超える場合
- ⑤ 農地転用許可証交付（翌月20日前後、県審議分は翌月末頃）
- ⑥ 転用許可事業の着手

・注意事項

- ① 農地転用許可日前の事前着工は、許可取り消しの対象となり、違反転用とみなされます。
- ② 違反転用をした場合、及び、違反転用における原状回復命令に違反をした場合、農地法第51条により3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）に処せられることがあります。